

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：32616

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2009～2013

課題番号：21300231

研究課題名(和文) 人類のレガシー創造を目指す未来型オリンピックのビジョン構築

研究課題名(英文) Creation of Vision for Future-Oriented Olympic Games to Establish a Legacy for Human Kind

研究代表者

田原 淳子 (TAHARA, JUNKO)

国土館大学・体育学部・教授

研究者番号：70207207

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,400,000円、(間接経費) 4,020,000円

研究成果の概要(和文)：人類にプラスになるレガシー(遺産)をもたらす持続可能なオリンピックについて調査・検討を行った結果、オリンピズムの現代的解釈のもとに、大会を含むオリンピックムーブメント全体の見直しが必要であり、具体的には、人権保障の遵守、競技種目の実施形態の多様化、All for Sports for All概念に基づくスポーツの普及・推進、自然と人的・社会的環境への配慮、オリンピズムを核とした、国際教養としてのオリンピック教育の普及・推進と文化プログラムの展開、計画的なレガシー創造とその活用等を、グローバルにローカルを加えた「グローバル」な視点で展開することが求められるとの結論が導かれた。

研究成果の概要(英文)：Research and investigation were conducted concerning sustainable Olympic Games that can establish a positive legacy for humankind. The results indicated that an overall re-examination of the Olympic Movement based on a modern interpretation of Olympism with due consideration of protection of human rights, diversified forms of sporting events practiced, proliferation and promotion of sports based on the All for Sports for All concept, and environmental consciousness toward nature, people and society is critically important. It was concluded that Olympic education based on Olympism as a core element and as global intelligence, cultural programs and well-planned creation and utilization of a systematic legacy should be promoted and enhanced from a "glocal" (both global and local) point of view.

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学、スポーツ科学

キーワード：オリンピック オリンピズム オリンピック教育 オリンピックムーブメント レガシー 環境 人権文化

1. 研究開始当初の背景

オリンピック競技大会(以下「大会」)自体についての研究や文献は多数存在するが、それらの多くは大会の競技結果や選手の活躍に関するものである。一方、大会を開催するには開催地の行政や政府、国民、国際組織なども多数かかわり、10年近くに及ぶ準備期間を要する。これを裏付けるように、国際オリンピック委員会(IOC)による招致計画書の手引きには、スポーツ以外にも多数の項目が盛り込まれている。国民の視点でオリンピックを捉えたとき、自国での大会開催には、選手の活躍に一喜一憂するに留まらない多様な影響がその国や国民に及ぶことになる。

大会の計画は招致の段階で立案されるが、大会の招致・開催が人々に何をもちたらすのか(レガシー)を考えると、大会を中核とするオリンピック・ムーブメント全体のビジョンとそれを創り上げるプロセス、そして開催された大会と大会後に残されたものを総合的に評価することが重要になる。従来(特に2008年北京大会まで)は、国威発揚や自国の経済発展をねらった巨大な施設建設とインフラ整備、国家ぐるみのエリート選手養成が目立っていた。しかし、今後のオリンピックはむしろ、国民ならびに地球の市民の視野に立って、大会の招致・開催を機に幅広いムーブメントを展開し、真に質の高いプラスのレガシーを創造していくものとして存続していくことが求められる。だが、その方向性と具体的なビジョンはまだ確立されていない。

2. 研究の目的

人類にプラスになるレガシーをもたらしオリンピックとはどのようなものなのか、という観点から、近年の大会(ユースオリンピックを含む)招致・開催によってもたらされたものについて多方面から検討し、開発の持続可能なオリンピック・モデルを構築することを目的とし、そのために重要な要素と方向性を導きだすことを本研究の課題とした。

3. 研究の方法

IOCによる招致計画書の手引きを参考に、下記の検討項目を設定し、本研究期間(2009年4月~2014年3月)に開催された大会を中心に、人類にプラスになるレガシーを創造するオリンピック・ムーブメントを推進する上で重要な諸点について、継続的に調査・検討を行った。その際、2016年東京招致、2020年東京招致・開催決定についても視野に入れて、研究を遂行した。

大項目: スポーツ、教育、人権、環境、経済
小項目: 競技力の向上、スポーツの普及・促進、オリンピック研究、オリンピック教育、ドーピング対策、文化・芸術、政策、法整備、市民参加、都市開発、環境対策、経済効果、マーケティング

資料・情報の収集は、関係機関や国際会議

への参加、現地の研究協力者を通して行った。

4. 研究成果

(1) 理念

① 近代オリンピックの創始者ピエール・ド・クーベルタン(1863-1942)のオリンピック思想(オリムピズム)を現代的に解釈し、それを、大会を含むオリンピック・ムーブメント全体に反映させていく必要がある。

② オリンピック・ムーブメントの展開には、ローカルにグローバルを加えた「グローバル」な視点を取り入れることが重要である。

(2) スポーツ

① IOC文書の歴史的検討から、大会の開催は、時代と社会の要請に基づく「オリンピックにふさわしい競技・種目」とは何かを考え、市民のオリムピズム理解を多様な角度から深める契機となり得ることが明らかになった。

② オリンピック・ムーブメントの観点から、より多くの人にチャンスを与え、より多様なスポーツパーソンを育てるのにふさわしい競技種目とは何かを問い、競技種目に流動性をもたせていくこと、また人間開発との関連も視野に入れていくことが求められる。

③ 性別確認検査に関する検討の結果、スポーツにおける公正性と社会における公正性は必ずしも同一ではなく、近代スポーツの枠組みそのものを見直していく必要性が示唆された。

④ IOCは、スポーツにおける公平・公正性の確保のために医学的見地を援用してきたが、医学の進歩の状況によっては功罪いずれの影響も生じることが明らかになった。したがって、オリンピックと諸科学の関係史も重要なレガシーとなることが示唆された。

⑤ 競技力の評価には、単にメダル獲得数に左右されることなく、多様な指標の設定が求められる。

⑥ 日本のスポーツ政策は、オリンピックに代表される国際競技大会を重要な契機として転換を図り、それが競技スポーツのみならず、学校体育や地域スポーツのあり方、施策にも影響を及ぼしてきたことが明らかになった。

⑦ スポーツの普及・促進は、オール・フォー・スポーツ・フォー・オール(All for Sports for All: すべての人のためのスポーツであると同時に、スポーツもまたすべての人のためにある)という概念から現状を見直し、学校を拠点にした多世代交流、運動施設の機能性の向上と稼働率のアップが求められる。

(3) 教育

① オリンピック教育には、オリムピズムを核にしながらいレガシーの観点を盛り込み、複合的・総合的に取り組むことができる国際的な教養として普及・促進することが望まれる。

② オリンピック教育を構成する重要項目の一つに「環境」があり、大会組織委員会が子どもを対象にしたゴミの分別や植樹のプログラム、また選手に対する環境教育などが積極的に提供されていた。

③ オリンピック教育の実施には、多様な形態がみられたが、2010年ユースオリンピック大会（シンガポール）の際には、オリンピック学習センターが建設され、中核的施設として有効に活用された（ガイドマニュアル、展示、講習、オリンピアンをゲストに迎えるイベント、学校からの見学・受講）。

④ 中核的施設から遠隔地にある地域でも、あまねくオリンピック教育にアクセスできるようにするためには、日本で従来行われてきた「オリンピック読本」等の学習教材の配布も併用することが望ましい。

⑤ 2012年ユースオリンピック冬季大会（インスブルック）の文化・教育プログラム（Cultural Education Program：CEP）についての分析から、日本からの派遣選手の事前・事後研修に改善の余地が認められた。学校におけるオリンピック教育とは別に、若いアスリートを対象にしたオリンピック教育の実施が求められる。

⑥ 日本には、国際ピエール・ド・クーベルタンユースフォーラム（高校生対象）のような、多彩なプログラムを通してオリンピズムを総合的に経験・体得し、次世代のリーダーを育成するような教育プログラムが存在しない。学際的なプログラムを通して多学校の生徒が交流し、体験的に理念を身につけていく定期的なイベントの設立が求められる。

⑦ 日本の大学生のオリンピック理解について実態を把握するために、アンケート調査を実施した結果（国公私立計16大学、男女計2,630名）、回答者の56.3%がオリンピックについて何らかの学習経験をもっていた。学習経験者は、未学習者に比較して有意に学習内容に関する関心が高く、自国でのオリンピック開催を支持していた。また、オリンピックのイメージについては、オリンピズムについての学習経験者がオリンピックをその根幹的な理念である「平和」と有意に結びつけて捉えていたのに対し、未学習者は「代理戦争」と有意に関連づけて捉えていた。オリンピック学習は、オリンピックについての適切な理解とオリンピック・ムーブメントの推進に有効であることが検証された。

⑧ オリンピックにかかわる教育を適切に推進するためには、全国の中学校・高等学校の体育授業（体育理論）において、オリンピックなどを取り上げるとともに、その授業内容の充実が必要不可欠であること、また教育的にも明確かつ一貫性をもったオリンピック・レガシーの確率が図られることが必須である。

⑨ 学習指導要領に準拠したオリンピック教

育のための学習指導計画の提案、教材開発を行った結果、中学校体育理論に含まれる「文化としてのスポーツの意義」の授業を実施し、スポーツがもつ3側面（自己開発、競技性、豊かな交流）で内容を構成することの妥当性が得られた。

⑩ ウクライナを応援国とした一校一国運動のモデル授業を実施した結果（筑波大学オリンピック教育プラットフォームと日本オリンピック委員会との連携）、応援する国が身近に感じられ、スポーツやオリンピックを通して世界の様子が理解できることが実証された。

⑪ 「日本人初のIOC委員嘉納治五郎のスポーツと人間教育」を中心に授業実践（筑波大学附属学校との連携）を行い、オリンピック教育の成果が確認された。

⑫ ドーピング防止に関する取り組みとして、カナダでは倫理観を重視し、政府が推し進めたスポーツ政策と一体化して行われてきた。同国では、スポーツのビジョンに対して、様々な組織が一体となって各々の役割を果たしていくシステムが構築されている。中でも、ドーピング防止教育は、カナダのスポーツ精神に強く根ざした内容が展開され、バンクーバー冬季大会のレガシーとして位置づけられていた。

⑬ 文化プログラムは、スポーツ競技と並んで重要なプログラムとして位置づけられている。近年の大会における文化プログラムは、以下のように整理された。内容的には、1) 自国文化の発信、2) 国際的文化の競演、3) 異文化交流、ジャンルの別には、a) 視覚芸術、b) 音楽芸術、c) パフォーマンス芸術、d) 混合型芸術、時期区分では、i) 前大会終了時から開始されるまでの4年間の文化オリンピアド、ii) 開・閉会式の文化パフォーマンス、iii) 大会期間中の文化プログラム、に分類され、これらの3代区分の組み合わせによって多種多様な文化プログラムが実施されていた。

⑭ 大会における文化プログラムは、有料のハイ・カルチャー観賞型が多く、参加型の文化交流が少ない傾向にある。一方、ユースオリンピックのCEPでは、参加交流型が重視され、既存の文化施設の活用や観賞型の文化プログラムが少ない傾向にあり、両者のバランスが求められる。

⑮ 文化プログラムの内容については、オリンピックが文化とスポーツによる教育と平和のムーブメント（運動）であるという原点に立ち返れば、オリンピックの価値（卓越、友情、尊重）やスポーツによる平和文化の構築、その理解を促進する内容が含まれることが望ましい。組織委員会の所管である文化プログラムに、IOCと国連の協力・関与が求められる。

⑯ 大会においては、ユースオリンピックとは異なり、参加選手がオリンピックの価値に触れる文化プログラムが用意されていないことが課題である。たとえば、オリンピックの諸価値に

対応した文化歴史的施設、国際交流・異文化体験館、環境保護文化施設などがレガシーとして大会後に遺されることが望ましい。

⑰ オリンピックの価値に並ぶパラリンピックの価値（勇気、決断、平等、インスピレーション）に関する文化プログラムの開発が求められる。

⑱ IOC が開催都市に義務づけている「オリンピックの影響評価研究」（大会招致成功の2年前のデータを基準に、大会開催前後の影響を報告するもの）には、文化的影響指標が少ない。オリンピック・パラリンピックの開催を機に、スポーツ文化、平和文化、環境保護文化などを含めた幅広い文化レガシーを遺すような工夫と配慮が求められる。

(4) 人権

① IOC は、その目的の一つに人権保護を掲げている。IOC は、法的には、各国政府によって組織される国際機関ではなく NOG であるが、オリンピックは政治からの中立とすべての人々や国の平等を一つの理念として、事実上、各国の人権状況に対して影響を与えてきた。2012 年ロンドンオリンピックを契機に、大会開催を控えたイギリス、ロシア、ブラジル、韓国の4カ国によって出された共同宣言「オリンピックと人権」は、オリンピック・パラリンピックにおける国連の世界人権宣言の遵守を明確にした。したがって、大会を開催する国・開催都市の責務として、スポーツの自由を維持するためにも世界人権宣言に代表される「人権保障」の遵守が求められる。

② 「オリンピック憲章」のような国際規範がどのように各国の国内において実施されているのかを検討した結果、国際組織においては、ジェンダーに関する平等を内容とする法規範（憲章、勧告、決議等）が定立されているが、各国の国内における実施については一律ではなかった。例えば、積極的に取り組んでいるフランスでは、IOC の勧告である「スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメント禁止」について、スポーツ省が「セクシュアル・ハラスメント防止憲章」を策定し、国内オリンピック委員会（NOC）およびスポーツ組織との間で、憲章を遵守する旨の契約を締結し、契約に反した場合には、政府からの助成金が得られなくなる。一方、日本では、国レベル、スポーツ組織のいずれも、特別な法律や政府命令などが欠如していた。

③ オリンピックに対する住民の理解について、2016 年大会招致期間における東京都の広報誌を分析した結果、都民に対するレガシーおよび財政、資金調達等に関する情報伝達の不十分さが都民のオリンピック開催への不支持や不信感を助長させた可能性があった。一方、フランスでは、オリンピックの招致によって市民やアスリートに恩恵が与えられる仕組みを確立した

ことが国民の高い支持率につながっていた。

(5) 環境

① 2010 年以降の大会を調査した結果、自然環境保全と経費節約の観点から、既存施設の利用を前提とし、大学施設なども有効活用される傾向がみられた。

② 環境に関するレガシー評価は、長期にわたってモニタリングしていく必要がある。

③ IOC における「環境」の捉え方は、自然環境に限定されていたものの、人的・社会的環境（指導者、施設、観客、メディア）を視野に入れたより広い視野でスポーツ環境を捉え、教育にも反映させていく必要がある。

(6) レガシー

① オリンピックのレガシーを検証するには、正負の両面から多角的に明らかにしていくことが重要である。

② バンクーバー冬季大会（2010 年）の期間中に、当大会に出場した選手の中から痛みや障害を克服して世界を感銘させた選手に「バンクーバー2010 テリー・フォックス賞」が授与された。このことは、記憶に残る無形のレガシーの好例である。

③ オリンピックのレガシーは、大会の前・期間中・後の時間軸で捉えられる。大会後のレガシーの有益な創出には、オリンピック文化の恒久的な展示施設の建設が望まれる。

④ オリンピック博物館（ミュージアム）は、オリンピック・ムーブメントの推進に寄与する有形のレガシーとして、多くの開催都市で造られてきた。競技会場として使用された施設には、オリンピックの名称が明示され、訪れる誰もがオリンピックのレガシーであることを認識できるような環境整備がされていた。

⑤ ミュージアムの存在は、オリンピック開催の記憶を象徴づけ、視覚化し、未来に向けたメッセージを発信できる機能と可能性をもつ。また、レガシーの観点からは、教育拠点としての役割のほかに、開催都市におけるオリビズムの理解を世界に示す場としても捉えることができる。ミュージアムが共通のコンセプトをメッセージとして発信していくためには、IOC オリンピック・ミュージアム・ネットワークの役割が重要であり、日本のこの方面における国際的なネットワークの確立は喫緊の課題である。

⑥ 経済と教育の観点から、オリンピックの開催・招致活動によって遺されたレガシーを、観光資源、教育資源等に有効活用する「オリンピックレガシー・ツーリズム」などの展開が可能である。その骨子は、ビジョン（どんなツアーか）、モチベーション（なぜこうしたツアーを行うのか）、インパクト（どんな効果がどこに及ぶか）、ハウツーに関するアイデアと展望（どのように実現にこぎつけ、展開が図れるか）である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計40件)

- ① 来田 享子、1960-1979年のIOCにおけるオリンピック競技大会への女性の参加問題をめぐる議論-IOC総会議事録の検討を中心に-、スポーツとジェンダー研究、査読有、12巻、2014、47-67
- ② 建石 真公子、<資料翻訳紹介>人権とオリンピックおよびパラリンピックについてのイギリス、ロシア、ブラジル、韓国共同声明(2012年8月29日)、スポーツとジェンダー研究、査読有、12巻、2014、147-150
- ③ 師岡 文男・天野 雅道、上智大学生の2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に対する意識調査(その2)、上智大学体育、47号、2014、47-49、査読無
- ④ Homma, K. & Masumoto, N., A Theoretical approach for the Olympic legacy study focusing on sustainable sport legacy, The International Journal of the History of Sport, 査読有、Vol. 30, No. 12, 2013, 1455-1471 DOI:10.1080/09523367.2013.82525
- ⑤ 来田 享子、1936年から1959年までのIOCにおける女性の参加問題をめぐる議論-IOC総会・理事会議事録の検討を通して-、中京大学体育研究所紀要、27号、査読無、2013、13-35
- ⑥ 来田 享子、<国連文書翻訳>SDPIWG報告(2008)開発とスポーツに向けたスポーツの力の活用:各国政府への勧告第4章スポーツとジェンダー:少女/女性のエンパワーメント、スポーツとジェンダー研究、査読有、11巻、2013、114-151
- ⑦ 師岡 文男、上智大学生の2020年東京オリンピック・パラリンピック招致に対する意識調査(その1)、上智大学体育、査読無、46、2013、51-54
- ⑧ Naofumi Masumoto, The Peace Movement on the Occasion of the 21ST Century Olympic Games: Developments and Limitations, Sport, Ethics and Philosophy, 査読有、6-2、2012、123-137、DOI: 10.1080/17511321.2012.666992
- ⑨ Naofumi Masumoto, The Legacy of the Olympic Peace Education of the 1964 Tokyo Olympic Games in Japan, The International Journal of the History of Sport, 査読有、29-9、2012、1263-1280 DOI: 10.1080/09523367.2012.692247
- ⑩ 建石 真公子、フランス2008年憲法改正における違憲審査と条約適合性審査-人権保障における憲法とヨーロッパ人権条約の規範の対立の逆説的な強化-(1)、法学志林、査読無、109巻3号、2012、1-54
- ⑪ 建石 真公子、「人権保障におけるフランス憲法院とヨーロッパ人権裁判所」、

比較法研究、査読無、73号、2012、181-191

- ⑫ 舛本 直文、2010年第1回ユース・オリンピック競技大会(YOG)における平和運動、体育哲学研究、査読無、41巻、2011、19-22
- ⑬ 舛本 直文、平和宣言都市<広島>とスポーツ文化:そのグローカリズム、現代スポーツ評論、査読無、25、2011、69-76
- ⑭ Yimin Wang and Naofumi Masumoto, The Heart-To-Heart Partnership Program of the 2008 Beijing Olympic Games, Journal of Olympic History, 査読有、18-3、2010、35-40
- ⑮ Hisashi Sanada, Concept of the Intermediate Olympic Games at 1906, International Journal of Sport & Health Science, 査読有、8、2010、7-14
- ⑯ 舛本 直文、2008年北京オリンピック競技大会における平和運動(総説論文)、体育・スポーツ哲学研究、査読有、32-1、2010、1-11

[学会発表] (計60件)

- ① 来田 享子、今こそオリンピック・ムーブメントへの理解を、生涯スポーツ・体力づくり全国会議2014(招待講演)、2014.2.7、山口市湯田温泉ホテルかめ福
- ② 田原 淳子、日本におけるスポーツ政策と国際競技大会、国士舘大学アジア・日本研究センター国際シンポジウム「東アジアのスポーツ・ナショナリズムと国際協調のゆくえ」、2013年11月30日、国士舘大学世田谷キャンパス
- ③ Naofumi Masumoto, Intangible Legacies: what is the mind aspect of the Olympic culture?, International Association for the Philosophy of Sport, 2013年9月5日、CALSTATE Fullerton L
- ④ 来田 享子、スポーツと人権-オリンピック・ムーブメントの歴史と現状から考える、兵庫体育・スポーツ科学学会第24回大会(招待講演)、2013.6.1、神戸女学院大学
- ⑤ Hisashi SANADA, The legacy of Prof. Jigoro Kano, The 1st International Indo Japanese Conclave, 2012年12月23日、Manav Rachna International University, India
- ⑥ Naofumi Masumoto, Youth Olympic Games: A new paradigm in the quest for transnationalism, The 11th International Symposium for Olympic Research, 2012年10月19日、University of Western Ontario, (London, Canada)
- ⑦ 舛本 直文、オリンピックの価値論:なぜ「平和」はオリンピック価値に含まれないのか、日本体育学会第63回大会、2012年08月24日、東海大学湘南キャンパス

- ⑧ 田原 淳子、1940年第12回オリンピック東京大会における組織体制、日本体育学会第63回大会、2012年08月22日、東海大学湘南キャンパス
- ⑨ 來田 享子、1960-1979年のIOCにおけるオリンピック大会への女性の参加問題をめぐる議論 —IOC総会議事録の検討を中心に—、日本体育学会第63回大会、2012年08月22日、東海大学湘南キャンパス
- ⑩ Nafumi Masumoto、Educational significance of the CEP of the Singapore 2010 Youth Olympic Games、4th International Sport Business Symposium、2012年1月12日、Innsbruck, Austria
- ⑪ 真田 久、近代ギリシャのオリンピア競技祭における芸術競技の変容、日本体育学会第61回大会スポーツ人類学専門分科会キーノートレクチャー（招待講演）、2010年9月9日、中京大学（豊田市）
- ⑫ 三浦 裕、国際的なスポーツ大会が果たす文化的な役割に関する研究 —バンクーバー大会を事例としたオリンピック教育について—、日本体育・スポーツ哲学会、2010年8月22日、新潟大学
- ⑬ 嵯峨 寿、大学生アンケートにみるオリンピック教育の効果、JOAセミナー、2010年5月30日、明治大学
- ⑭ 荒牧 亜衣、オリンピック・レガシーとしてのミュージアムの役割、JOAセミナー、2010年5月30日、明治大学
- ⑮ 舛本 直文、シンポジウム「<広島>と身体文化：ローカリティの哲学の試み」：「<広島>のグローバルなスポーツ文化」、日本体育学会体育哲学専門分科会シンポジウムB、2009年8月27日、広島大学（東広島市）

〔図書〕（計17件）

- ① 來田 享子、溪水社、1968年グルノーブル冬季五輪における性別確認検査導入の経緯 —国際オリンピック委員会史料の検討を中心に—、『体育・スポーツ史の世界 —大地と人と歴史との対話—』、2012、103-118（分坦）
- ② 舛本 直文、ブリタニカ・オンライン・ジャパン、オリンピック競技大会、『ブリタニカ国際大百科事典(on line 版)』、2011、web page A4版 84頁（48,923字）
- ③ 真田 久、宮崎 明世 監修、東京都教育庁指導部指導企画課、社会の中で果たすスポーツの役割、2011、80
- ④ 田原 淳子、岩波書店、オリンピックの意義ってなんだろう。高峰 修（編）スポーツ教養入門。所収、2010、25-44
- ⑤ Naofumi Masumoto、International Olympic Committee、The Expected Problems of the YOG. In IOC (Ed.) IOC XIII Olympic Congress Copenhagen 2009: Contributions

(Virtual Olympic Congress Report)、2009、pp. 660-661 (CD-ROM 版)

- ⑥ Naofumi Masumoto、International Olympic Truce Center、‘What with the Japanese rush for medals’ : Japan’s Olympic Truce Appeal before the Games of the XXVIII Olympiad. in International Olympic Truce Centre (Ed.) Olympic Truce: Sport as a Platform for Peace、2009、71-75

〔その他〕

ホームページ等

首都大学東京（舛本 直文）、

<http://www.comp.tmu.ac.jp/sport/personal/masumoto/masumoto.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田原 淳子 (TAHARA, Junko)

国土館大学・体育学部・教授

研究者番号：70207207

(2) 研究分担者

嵯峨 寿 (SAGA, Hisashi)

筑波大学・体育系・准教授

研究者番号：30261788

真田 久 (SANADA, Hishashi)

筑波大学・体育系・教授

研究者番号：30154123

建石 真公子 (TATEISHI, Hiroko)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：20308795

舛本 直文 (MASUMOTO, Naofumi)

首都大学東京・大学教育センター・教授

研究者番号：70145663

三浦 裕 (MIURA, Yutaka)

北海道教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：50142774

師岡 文男 (MOROOKA, Fumio)

上智大学・文学部・教授

研究者番号：00129800

來田 享子 (RAITA, Kyoko)

中京大学・スポーツ科学部・教授

研究者番号：40350946

荒牧 亜衣 (ARAMAKI, Ai)

目白大学・短期大学部・助教

(平成26年5月～筑波大学体育系・特任助教)

研究者番号：30507851

(参画期間：平成21～22年度)